

家庭規則制定諮問委員会議事録

1 日時

令和3年11月15日（月）午前10時30分から午前11時21分

2 場所

最高裁判所大会議室

3 出席者（敬称略、五十音順）

（委員）

小野寺真也、川出敏裕、川原隆司、酒巻匡、竹内努、手嶋あさみ、中村愼、瀧上玲子、前田巖、森田冴子、山崎健一

（幹事）

有馬一憲、池田公博、石井芳明、金矢拓、木原大輔、木村直樹、木村匡彦、是木誠、佐藤信哉、佐藤隆之、竹内尚、戸苺左近、西川裕巳、福家康史

4 諮問事項

少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）の施行に伴う少年審判規則の一部を改正する規則の制定について

5 配布資料

（事前配布資料）

資料1 家庭規則制定諮問委員会諮問事項

資料2 少年審判規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱案

資料3 少年審判規則改正概要

資料4 少年法等の一部を改正する法律

資料 5 少年法等の一部を改正する法律新旧対照条文（抜粋）

資料 6 少年法等の一部を改正する法律案の概要

資料 7 最高裁判所規則制定諮問委員会規則

資料 8 家庭規則制定諮問委員会委員等名簿

（机上配布資料）

- ・ 家庭規則制定諮問委員会進行予定表
- ・ 家庭規則制定諮問委員会席図
- ・ 家庭規則制定諮問委員会委員等名簿（令和 3 年 1 1 月 9 日現在）
- ・ 参考条文

6 議事録

【手嶋委員】 家庭局長の手嶋でございます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。定刻より少し早いのですが、お揃いですので、家庭規則制定諮問委員会を始めさせていただきます。

初めに本委員会の委員長の互選についてお諮りをさせていただきます。

委員長には、議長として議事進行をお願いすることになりますが、現在、この家庭規則制定諮問委員会の委員長は空席になっております。最高裁判所規則制定諮問委員会規則 5 条 1 項によりますと、「各委員会の委員長は、各委員会の委員が、互選する。」とされております。したがって、この席でまず委員長をお決めいただきたく存じます。

事務方を務めております委員として提案をさせていただきますと、委員としての初回任命時期が最も早く、法制審議会少年法・刑事法部会の委員も務められました酒巻匡委員に委員長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

よろしいでしょうか。

それでは、異議なしということで、酒巻委員に委員長をお願いしたいと思います。

酒巻委員、それでは、お願いいたします。

【酒巻委員長】 ただいま、本委員会の委員長に御選出をいただきましたので、今回の進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本委員会への諮問事項は、お手元の資料1にありますとおり「少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）の施行に伴う少年審判規則の一部を改正する規則の制定について」ということでございます。具体的な内容につきましては、事務局で作成していただきました要綱案等にまとめられておりますので、これに基づいて御審議をお願いしたいと思います。

審議の進め方は、お手元に進行予定表というのがあると思いますが、それに従いまして、担当の委員、幹事の方から、まず御説明を聴取した上で、皆さんの御質問あるいは御意見をお伺いし、正午頃までを予定して進行していきたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

続きまして、審議に入らせていただくに当たり、まず、事務局の戸荻幹事から、本日の配布資料と議事録の取扱いについて説明をお願いしたいと思います。

【戸荻幹事】 家庭局第一課長の戸荻でございます。よろしくお願ひいたします。本委員会の配布資料について御説明いたします。配布資料は、本委員会の開催通知とともに各委員・幹事に事前送付いたしました家庭規則制定諮問委員会配布資料の一式、これは資料1から8までございます。これと、本日席上に配布しております資料、具体的に言いますと、「家庭規則制定諮問委員会進行予定表」、「家庭規則制定諮問委員会席図」、「家庭規則制定諮問委員会委員等名簿」、さらに、「参考条文」がございます。

それでは、事前配布資料につきまして概要を説明させていただきます。

1枚目が配布資料の目録となっております。

2枚目以降が資料になりまして、資料1は、本委員会に対する諮問事項でございます。その趣旨につきましては、後ほど委員の手嶋から説明をさせていただきます。

資料2は、「少年審判規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱案」というもの

でございますが、これは、事務局において作成いたしました、改正が考えられる事項について整理した要綱案でございます。

資料3、これは「少年審判規則改正概要」というタイトルのものですが、これは要綱案にお示しした改正が考えられる事項につきまして、その改正理由及びその内容の概要を説明したものでございます。これらの内容等につきましては後ほど説明させていただきます。

続きまして、資料4でございます。これは規則ではなくて法律に関するものになりますが、少年法等の一部を改正する法律の、いわゆる改め文になります。資料5は、同法律の新旧対照条文、資料6は、同法律の主な改正事項の概要でございます。必要に応じて御参照いただければと存じます。

さらに、資料7でございますが、これは家庭規則制定諮問委員会についての根拠を定める最高裁判所規則制定諮問委員会規則でございます。

資料8は開催通知をお送りした時点での本委員会の委員、幹事等の名簿でございますが、開催通知発出後に委員の変動がございましたので、最新の委員と名簿につきましては、本日席上に配布いたしました「家庭規則制定諮問委員会委員等名簿」、こちらの方を御参照ください。

配布資料の説明については以上でございます。

引き続きまして、本委員会の審議内容につき作成する議事録の取扱いについてお諮りしたいと存じます。最近の最高裁判所規則制定諮問委員会におきましては、近時の情報公開の流れを踏まえまして、発言者名を明記した上で議事録を作成し、これを何らかの形で公表する、例えばこれまでは最高裁判所のウェブサイトに掲載しておりますが、そういった形で公表することとしております。

本委員会の議事録におきましても、同様の取扱いにしたいと考えておりますが、この点の御意見を頂戴したいと存じます。よろしく申し上げます。

【酒巻委員長】 ただいまの戸荻幹事から説明のあった議事録の取扱いにつきまして、御意見はございますか。

(異議なし)

よろしいでしょうか。

特に御意見はないようですので、議事録につきましては、発言者名を明記し、かつ公表するという方向で進めたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、続きまして、諮問の趣旨につきまして事務局の手嶋委員から説明をお願いいたします。

【手嶋委員】 本委員会における諮問の趣旨について御説明をさせていただきます。

今回の諮問事項は、資料1にありますとおり、「少年法等の一部を改正する法律の施行に伴う少年審判規則の一部を改正する規則の制定について」というものです。

「少年法等の一部を改正する法律」は、本年5月に成立し、公布され、施行日は令和4年4月1日からと定められております。

最高裁判所としましては、この改正法の施行に当たり、少年審判規則の改正による対応が必要な部分があると判断いたしまして、規則改正の準備を進めてまいりました。規則改正を要すると考える主な事項としましては、観護の措置等の通知先の拡大の点があります。この点につきましては、その必要性の有無、必要性があるとして、規則の内容はどうあるべきかといった点について、本委員会にお諮りいたしたく存じます。

少年審判規則は最高裁判所規則として、その改正は、最終的には最高裁判所の裁判官会議の議決によるわけですが、最高裁判所は規則を制定するに際し、最高裁判所規則制定諮問委員会に対して必要な事項を諮問することができるとされております。今回の少年審判規則の一部を改正する規則の制定につきましても、その趣旨に鑑みまして、最高裁判所の裁判官会議において、過日、本委員会にお諮りすることとなりました。

諮問事項の具体的内容は、事務局が作成いたしました要綱案、資料2ですが、これに記載しております。本日は、この要綱案を基に御審議をお願いしたいと思います。

なお、今後の改正プロセスにつきまして簡単に御説明をさせていただきますと、本委員会における御議論を踏まえまして、事務局において規則案について更に検討した上で、最高裁判所の裁判官会議で審議及び決定を行うこととなります。

本改正の施行時期につきましては、改正法の施行日である令和4年4月1日に合わせる予定ですが、少年審判規則24条の2第2項に係る改正部分につきましては、後ほど御説明をさせていただきますように、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴うものですので、同法の施行日、すなわち、現時点では未定ですが、同法の公布の日である令和2年5月29日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日に施行することになる予定です。

諮問の趣旨等につきましては以上です。

本日は御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

【酒巻委員長】 趣旨説明、どうもありがとうございました。

それでは、少年審判規則の改正案の審議に入ることにいたします。

最初に、要綱案の内容につきまして、事務局の戸荻幹事から説明をお願いいたします。

【戸荻幹事】 それでは、御説明させていただきます。まず、改正法の概要について御説明いたします。事前配布資料の資料6を御覧ください。これの中ほどよりやや上の部分、「法律案の概要」とある部分を御覧いただければと存じます。

改正法の概要としましては、18歳、19歳の者を「特定少年」として少年法の適用対象とし、現行の少年法の手続を基本的に維持しつつ、特定少年の場合の特則を設けました。したがって、特則が適用される場面以外では、特定少年にも少年法の従来規程が適用されることとなります。

このように、改正法では現行の少年法の手続の基本的な構造を維持し、特定少年の手続も基本的に従前の条文を適用することになっていることから、規則の改正内容につきましても、大半が形式的な改正にとどまるものと考えられるところでござ

います。

規則改正が考えられる事項につきましては、資料2の要綱案に整理しております。また、その改正理由及び内容の概要につきまして資料3にまとめてあります。これらに基づいて、以下、御説明させていただきます。

まず、観護の措置等の通知先の拡大に関する改正について御説明いたします。本日机上配布をいたしました「参考条文」という資料、これも御覧いただきながらお聞きいただければと存じますが、「参考条文」の9頁、現行の少年審判規則22条の規定を御覧ください。

現行規則22条におきましては、観護措置決定、観護措置取消決定若しくは観護措置変更決定をした場合、更に観護措置が勾留とみなされる場合、これはいわゆるみなし勾留の場合ですが、これらの場合に、保護者及び付添人のうちそれぞれ適当と認める者に通知しなければならないとされているところでございます。今般、成年年齢の引下げに伴いまして、18歳、19歳の者、すなわち特定少年につきましては、民法の成年年齢の引下げによって監護権の対象から外れ、少なくとも少年法2条2項の「少年に対して法律上監護教育の義務ある者」としての保護者が存在しないことになりまして、付添人がない場合には、観護措置等に関する通知がいずれの者にもされない場合が生じることになります。そこで、少年の権利保護を図るべく、規則改正により、観護措置等の通知先について、拡大することが考えられるところでございます。

また、観護措置等の通知制度の重要性は17歳以下の者についても同様でございます。これらの方についても、保護者がいない場合は生じることから、17歳以下の者につきましても、同様に通知先を拡大することが考えられるところでございます。

それでは、観護措置等の通知先をどのように拡大することが考えられるかについて御説明させていただきます。お手元の資料3、少年審判規則改正概要という資料の1頁、改正規則案22条2項の規定を御覧ください。

観護措置に関する通知制度というのは、観護措置が身柄の拘束を伴いまして、人権に関わるものであることから、少年の権利保護のために設けられておりまして、その点では、刑事手続における勾留通知に関する刑事訴訟法79条、刑事訴訟規則79条と同じ趣旨でございます。

ちなみに、この刑事訴訟法、刑事訴訟規則というのは、この「参考条文」の11頁から12頁に掲載しております。

そこで、改正規則案22条2項でございますが、この刑事訴訟法、刑事訴訟規則の勾留通知に係る規律を参考にしまして、観護措置決定若しくは観護措置変更決定又は観護措置が勾留とみなされる場合におきまして、現行の付添人及び保護者に対する通知を基本としつつ、付添人及び保護者がいずれも不存在の場合には、少年の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち少年の指定する者、さらに、少年にこれらの者が不存在の場合には、少年の申出により、少年の指定する者を通知先とする形で、通知対象者を拡大することが考えられるところでございます。

次に、観護措置の取消しの場合について御説明いたします。先ほど御覧になっていただいた「参考条文」の9頁を御覧ください。これが現行の少年審判規則22条でございますが、現行規則22条では、観護措置決定若しくは観護措置変更決定又は観護措置が勾留とみなされる場合と同様に、観護措置取消決定の場合にも、保護者及び付添人のうちそれぞれ適当と認める者に通知を要するとされているところでございます。その趣旨は、審判を控える少年につき、身柄の解放という重要な事実を、少年の権利・利益を擁護する立場にある者に対して通知することにより、少年の保護を十全にする点にあると解されております。このような通知制度の趣旨に鑑みれば、成年年齢の引下げを受けて、観護措置の取消しの場面につきましても、17歳以下の者も含め、身柄確保等の場面と同様に通知先を拡大することが望ましいと考えられるところでございます。

もっとも、観護措置の取消しの場合に関しましては、少年に対し、あらかじめ通

知先に関する意思を確認することが実務上困難でございます。そこで、観護措置の取消しの場合に通知先をどのように拡大するかという点につきまして、資料3の1頁、改正規則案22条3項を御覧ください。観護措置の取消しの場合には、通知先に関する少年の意思確認が実務上困難であることを踏まえまして、少年の意思確認をせずとも通知先が定まるようにしつつ、通知先を拡大して少年の保護を全うするため、この改正案のとおり、観護措置を取り消した場合において、少年に付添人及び保護者がいずれも不存在の場合には、少年の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち相当と認める者に対し通知を行うことが考えられるところでございます。

以上が、観護措置等の通知先の拡大について考えられる規則改正の内容となります。

次に、観護措置が勾留とみなされる場合、いわゆるみなし勾留といわれる場合の弁護人選任権の告知に関する改正について御説明をさせていただきます。

まず、現行の告知制度について御説明をいたします。机上配布資料「参考条文」の9頁、現行の少年審判規則24条の2第1項の規定を御覧ください。

観護措置のうち、少年法17条1項2号に定める少年鑑別所送致がとられている事件について検察官送致決定がなされますと、当該観護措置は、勾留とみなされます。

「参考条文」の4頁、少年法45条が刑事処分相当の検察官送致についての規定でございまして、同条4号において、観護措置を裁判官のした勾留とみなすと定められております。それから5頁、少年法の45条の2でございしますが、これが年齢超過による検察官送致の規定でございまして、ここでも先ほどの45条4号を準用しております。これが、いわゆるみなし勾留といわれているものでございます。

そこで、もう一度、「参考条文」9頁に戻って現行の少年審判規則24条の2のところを御覧ください。1項におきまして、検察官送致決定をするときは、裁判長があらかじめ本人に対し、罪となるべき事実並びに刑訴法60条1項各号の事由及び

弁護人を選任することができる旨を告げなければならないことが定められております。

ただし、少年又は保護者が選任した弁護士である付添人があるときは、その事件が刑事処分相当の検察官送致決定により刑事手続に移行すると、当該付添人は、弁護人選任手続なしで当該事件の弁護人とみなされます。これは、先ほどの「参考条文」の4頁から5頁にかけての少年法45条6号に、弁護士である付添人はこれを弁護人とみなすとあることから、みなし勾留になった場合に、弁護人選任手続なしで、その当該事件の弁護人とみなされるということでございます。そのため、少年審判規則24条の2第1項ただし書において、このような場合には、弁護人を選任することができる旨を告げることを要しないというふうに定められているところでございます。

次に、「参考条文」9頁の24条の2第2項を御覧いただければと思うのですが、弁護人選任権の告知に当たりまして、本人が弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨とその申出先を教示しなければならないこと、3項では、国選弁護人の選任を請求できる旨等を告げなければならないこと、4項では、これらの告知をする場合には、書記官が立ち会い、調書を作成することが、それぞれ規定されているところでございます。

以上が現行の規定の内容になりますが、次に、改正の必要性と、考えられる改正の内容について御説明いたします。

今、御説明しましたように、少年審判規則24条の2では、観護措置が勾留とみなされる場合の告知制度が規定されているところでございます。この点、本条1項のただし書におきまして、「少年又は保護者が選任した…付添人」としているのは、付添人選任権者を定める少年法10条1項を基にしているところ、今般、改正法により同条が改正され、付添人選任権者が、「少年及び保護者」から、「参考条文」1頁の少年法10条にありますとおり、「少年並びにその保護者、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹」に拡大されました。以上を踏まえまして、資料

3の2頁、規則改正案24条の2第1項の2つ目の下線部分を御覧ください。同項ただし書におきましても、少年法における付添人選任権者の拡大と平仄を合わせるために、元々は「少年又は保護者が選任した弁護士」とあった部分を、「法第十条第一項の規定により選任された弁護士」と改める、このような改正が考えられるところでございます。

次に、観護措置が勾留とみなされる場合における弁護士選任権の告知に関する改正事項について御説明いたします。検察官送致には、刑事処分相当の検察官送致と年齢超過による検察官送致がございますが、年齢超過による検察官送致決定の場合、付添人選任権者が選任した弁護士の付添人は弁護士とみなされない、ということになっております。これは、「参考条文」の5頁、刑事処分相当の検察官送致決定の場合の規定である少年法45条6号では、選任された弁護士である付添人はこれを弁護士とみなすとなっているところ、次の45条の2、こちらはいわゆる年齢超過の検察官送致決定の場合の規定ですが、ここでは前条6号の規定が準用されておられません。したがって、刑事処分相当の検察官送致の場合は、法10条1項の規定により選任された付添人弁護士は弁護士とみなされるのですが、年齢超過による検察官送致の場合はみなされないということになるわけでございます。それにもかかわらず、「参考条文」の9頁、現行の少年審判規則24条の2第1項によると、同項ただし書には特段の限定がありませんので、このままですと、付添人選任権者が選任した弁護士である付添人があるときは、全て弁護士選任権の告知を要しないこととなります。しかし、先ほど申し上げましたとおり、年齢超過による検察官送致決定の場合には、付添人選任権者が選任した弁護士である付添人がある場合であっても、当該付添人は弁護士とみなされないため、実務上は、弁護士を選任できる旨を告げることが適切とされておきまして、実務上、そのような運用が今もされております。

そこで、資料3の2頁、規則改正案24条の2第1項の2つ目の下線部分を御覧いただければと存じますが、ここに「法第二十条第一項又は第六十二条第一項の決定をする場合において」、これは刑事処分相当の検察官送致の条文でございますが、

このような限定を加えることによって、刑事処分相当の検察官送致決定の場合にのみ、弁護人選任権の告知を要しないことを明確にすることが考えられるところでございます。

さらに、同じ頁の、2項の下線部分を御覧ください。これは少年法改正の関係ではございませんが、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律により、弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度というものが創設されることに伴いまして、第2項について、「参考条文」の11頁にある刑事訴訟法76条と同じように、弁護人選任権を告知する際の弁護人選任申出に関する教示事項について、指定先となる弁護士法人に弁護士・外国法事務弁護士共同法人を加えることが考えられるところでございます。

以上が観護措置が勾留とみなされる場合の弁護人選任権の告知に関する改正についての御説明となります。

次に、執行指揮が必要な決定を整理する改正について御説明いたします。「参考条文」の3頁、今般の少年法改正による改正後の少年法26条の規定を御覧ください。

少年法26条では、裁判所が行った決定を執行機関において実現する処遇段階に移るまでの身柄の処理に関わる「決定の執行」が規定されておりまして、これを受け、「参考条文」の8頁、現行の少年審判規則4条では、裁判所が行った決定の執行指揮について規定がされております。この点、3頁の少年法26条、これは改正後の条文ですけれども、改正前の少年法26条は、今、3頁の御覧いただいている改正後の条文に列挙されているもの以外に、児童福祉法の措置に関する18条、刑事処分相当の検察官送致に関する20条及び保護観察処分に関する24条1項1号の各規定による決定も執行すべき決定として列挙して規定しておりました。しかし、今申し上げた18条、20条の各決定は、いずれも事件を送致するという決定でございます。また、24条1項1号の保護観察処分も身柄を拘束するということの内容とするものではありませんので、これらはいずれについても決定の執行というものは観念できず、実務上も執行指揮を要しないとされております。そこで、今般

の少年法改正におきまして、御覧いただいている少年法 26 条 1 項の下線部分のとおり、これらの各決定に係る規定の列挙が削除されまして、執行の対象から除かれました。

そこで、資料 3 の 3 頁、規則改正案 4 条の規定を御覧ください。以上のような少年法改正がございましたので、少年審判規則 4 条においても、下線部分のとおり、これらの各決定を列挙から削除して、執行の対象から除くこととするほか、同様の趣旨で、少年法 19 条 2 項（年齢超過による検察官送致決定）及び 23 条 1 項（審判の結果、18 条及び 20 条の決定をする場合）に基づく各決定に係る規定の列挙も削除することが相当と考えられるところでございます。

最後に、資料 3 の 3 頁、「第 4」とある部分を御覧ください。「その他の改正」という部分でございます。これまで述べてきたもの以外の改正について簡単に御説明いたします。

法改正において、刑事処分相当の検察官送致決定が、これまで法 20 条という形で特定されていたのが、法 20 条 1 項と特定する形で整理されましたので、それに伴う引用条文を修正すること、それから、特定少年の特則として新設された各条文の引用を追加することなどといった、形式的な改正を行うことが考えられます。

この関係で 1 点補足させていただきたいのですが、資料 3 の 6 頁、資料 2 でいえば 5 頁になりますが、資料 3 で御説明しますと、6 頁の 37 条の関係でございます。御覧のとおり 24 条のほか、特定少年の特則である 64 条についても引用を追加しておりますので、この見出しの末尾の「法第二十四条」に「等」を加えて「法第二十四条等」と改めることが考えられますので、この点、資料を訂正させていただければと存じます。

少年審判規則改正の要綱案についての御説明は、以上でございます。

【酒巻委員長】 要綱案についての説明、ありがとうございました。

観護措置等の通知範囲の拡大というのが実質的に中心で、その他は細目的、形式的、技術的なものであると認識しておりますけれども、この規則改正要綱案に關す

る質疑に入りたいと思います。

まず、要綱案について御質問、御意見等のある方が御発言していただきたいと思いますが、まずは内容についての質問のある方からお願いしたいと思います。いかがでしょうか。山崎委員、どうぞ。

【山崎委員】 山崎です。今回の、今御説明いただいた要綱案には、規則38条2項のいわゆる処遇勧告に関する部分は含まれていないようですので、その点に関して、確認をさせていただきたいと存じます。

現行の実務では、裁判所が少年院送致処分の決定をした場合に、少年審判規則38条2項に基づいて、少年の処遇期間に関して、例えば短期ですとか、相当長期ですとか、そういったいわゆる処遇勧告を付することが行われているというふうに承知しております。

この点に関しまして、今回の少年法改正により、裁判所は、少年院送致処分をするときには、その決定と同時に3年以下の範囲内において、少年院に収容する期間を定めなければならないこととされるわけですけれども、この法改正を受けても、少年審判規則38条2項について変更は予定されていないという理解でよろしいでしょうか。その点につき、確認をさせてください。

【酒巻委員長】 御質問ありがとうございました。それでは、戸荻幹事、今の点について。

【戸荻幹事】 御質問ありがとうございました。今の点についてお答え申し上げます。

少年審判規則38条2項の処遇勧告は、保護処分の決定機関と執行機関が分離されているという現行法の下におきまして、決定機関の意向を伝えるとともに処遇の一貫性を確保しようとする趣旨の仕組みでございまして、処遇機関におきましてはこれを十分に尊重する運用が行われている重要な制度であると認識しているところでございます。

今般の少年法改正におきましては、山崎委員御指摘のとおり、特定少年に対する保護処分について、犯した罪の責任に照らして許容される限度を上回らない範囲で

しなければならない、とされてはおりますものの、家庭裁判所はその範囲内においては、対象者の要保護性に応じ、課すべき保護処分を選択することとされておりました、その点の家庭裁判所の役割と申しますか、基本構造には変わりがないものと認識しておるところでございます。したがって、今般の少年審判規則改正において、処遇勧告制度の根拠規定である少年審判規則38条2項を改正する必要はないと考えているところでございます。以上でございます。

【山崎委員】 ありがとうございます。私の質問で特定少年に係るという部分がちょっと抜けておりましたが、今お答えいただいたのが、私の質問の趣旨に答弁していただいたものですので、ありがとうございます。承知いたしました。

【酒巻委員長】 ほかに、まず、要綱案についての御質問はございますか。

よろしいでしょうか。それでは、要綱案の内容につきまして、御意見のある方はおられますか。川出委員、どうぞ。

【川出委員】 ありがとうございます。川出でございます。第1の観護措置等の通知先を拡大する改正について、意見を申し上げたいと思います。

今回の改正は、先ほど事務当局から御説明がありましたように、特定少年については法律上監護教育の義務を有する者としての保護者がいなくなることを直接のきっかけとするものではあります。そもそも、観護措置等の通知制度は、観護措置が身体の拘束という重大な権利の制約を伴うものであることから、例えば、少年と面会したり、観護措置に異議を申し立てたり、さらに、付添人を選任したりするなど、少年の権利保護のための活動を行いうる者に観護措置がなされた事実等を通知することによって、少年の権利保護を図ることを目的としたものです。

その点で、これについても事務当局から御説明がありましたように、それは、刑事手続における勾留通知制度と同趣旨の制度と考えられます。勾留通知について定めた刑訴法79条及び刑訴規則79条では、通知先として、第一次的には弁護人、弁護人がいない場合には、被告人の法定代理人、保佐人のほか、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち被告人の指定する者一人、さらに、それに当たる者もない

場合には、被告人の指定する者一人と規定されており、被告人の権利を保護しうる立場にある者が広く規定されております。

そうしますと、未成熟な少年は、本来、20歳以上の者よりも手厚く権利を保護されるべきものと考えられますので、少年保護事件においては家庭裁判所が後見的な機能を果たしうることを考慮したとしても、通知先は、少なくとも刑事手続の場合と同じにするのが妥当であろうと思います。そして、このことは、特定少年には当たらない17歳以下の少年の場合であっても変わりはありませんので、この際、特定少年に限らず少年一般について、観護措置等の通知先を拡大するという改正案は妥当であると思います。以上の理由から、第1の点について要綱案に賛成いたします。

【酒巻委員長】 御意見、ありがとうございました。今、川出委員から、観護措置の通知範囲の拡大について賛成、適切であるという御意見をいただきましたが、取消しの場合も連動して拡大されるわけですが、これについて何か御意見はございますか。

佐藤幹事、どうぞ。

【佐藤（隆）幹事】 佐藤でございます。ただいま、川出委員より、少年審判規則22条に新設される第2項について、観護措置をとった場合の通知先を、少年が18歳未満であるときも含めて、要綱案に提示された範囲に拡大することについて賛成されるという御発言がありましたが、観護措置等に関する通知制度が持つ意味の重要性、さらに、観護措置等に関する通知制度と刑事手続における勾留通知制度が設けられた趣旨の共通性に鑑みますと、少年の権利保護という観点に照らし、勾留通知に係る規律を参考にして要綱案に提示された範囲に通知先を拡大することを内容とする今回の御提案は、私も相当だと考えます。

その上で、新設される第3項について意見を申し上げます。刑事手続における勾留通知制度では、勾留取消しの場合については弁護士等への通知は求められておりませんが、少年審判規則22条では、観護措置の取消しの場合についても通知が求

められております。これは、先ほど事務当局からの趣旨説明にありましたように、審判を控える少年に関わる、身体拘束からの解放という重要な事実を、少年の権利・利益を擁護する者に対して通知をすることで、少年の保護を十全にするという趣旨によるものと考えられ、観護措置の取消しの通知もまた、少年の権利保護という観点に照らしなお意味を持つものと思われまます。

したがいまして、観護措置の取消しの場合についても、少年に保護者及び付添人がないときは、少年が18歳未満であるときも含めて、要綱案に提示された範囲に通知先を拡大するのが相当であり、また、この場合は、通知先について、あらかじめその少年の意思を確認することが実務上困難であるということでしたので、少年の意思を確認しなくても通知先が定まるような仕組みにしておくのが合理的であろうと考えます。

今回の少年審判規則22条に関する改正の御提案は、全体として支持することのできる内容だと考えております。以上でございます。

【酒巻委員長】 佐藤幹事、御意見どうもありがとうございました。今、お二人の研究者の委員・幹事から、今回の要綱案の規則22条の改正による通知先の拡大、拡張について適切であるという趣旨の御意見を賜りました。こうして通知先が拡大するということになりますと、実際にそれを動かす運用の点で、それが特段の支障にならなければ、誠に結構だとは思いますが、実務上の影響等について何か御意見等いただければと思います。いかがでしょうか。前田委員、どうぞ。

【前田委員】 東京家庭裁判所の前田でございます。

少年審判規則22条の改正による実務上の支障、これは特に生じないものと考えます。現在の刑事手続における勾留通知の実務におきまして、少年を勾留する場合には通知先として親が指定される場合が多いと思います。要綱案のとおり少年審判規則が改正されたとして、要綱案22条2項、これは観護措置決定若しくはその決定の変更又はみなし勾留の場合であります。特定少年についても、その親は少年にとって立ち直りのための重要な社会資源であることに変わりはないことから、

通常、少年により、「直系の親族」として親が指定されることが想定されると、このように考えます。

また、要綱案 2 2 条 3 項の観護措置の取消しの場合におきましても、通常、家庭裁判所が少年の親を「相当と認める者」である「直系の親族」として通知する、このようになるのではないかと想定されるわけであります。その意味で、現在の実務上の取扱いと実質的には変わらない、このように理解しておりますので、先ほど申し上げたとおり、実務上の支障は生じないのではないかと、このように考える次第であります。

【酒巻委員長】 前田委員、ありがとうございました。この通知先の拡張につきましては、政策的にも適切であり、そして実務上の特段の支障もないという御意見をいただいたところでございます。

要綱案の内容につきまして、この今の点、それから、それ以外の点について、ほかに御質問、御意見等がありましたらお聞きしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

それでは、これまで質疑をいただきましたけれども、そろそろ、取りまとめに入らせていただきたいと思います。

これまでの御審議で要綱案の大筋については御賛同いただいたと言ってよいかと思えます。何か全体について今御発言がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、特に御発言がなければ、この要綱案に基づいて、少年審判規則の改正を進めるということで、御異議がないというふうに伺ってよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

また、改正規則の条文の技術的、細目的な修正につきましては、本日の皆様の御意見を踏まえて、事務局に一任するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

どうもありがとうございます。それでは、先ほど説明、提示していただきました要綱案に御賛同いただいたものと認めます。

この先の流れでございますけれども、先ほど手嶋委員からも御説明があったとおり、最高裁判所の規則ですので、最高裁判所がこの審議の結果を十分に考慮した上で、改めて規則案が作成され、それが憲法の規定に基づき裁判官会議において議決を経て、最高裁規則として改正するという事になるかと思います。

以上で審議は終了でございますが、閉会に当たりまして、最後に、事務局の手嶋委員から一言お願いいたしたいと思っております。

【手嶋委員】 本日は大変熱心な御審議をいただきまして、ありがとうございます。事務局を代表いたしまして、委員、幹事の皆様の御協力に心より御礼を申し上げます。

事務局としては、本委員会での議論を踏まえ、改めて規則案を検討しまして、裁判官会議の議決を経て改正規則の早期制定を図りたいと思っております。また、適切な運用がされるように支援をしてまいりたいと考えております。

委員及び幹事の皆様からは、少年審判手続のより一層の適正化のために、今後も引き続き、御指導、御助言をいただければと存じます。

最後になりましたが、酒巻委員長におかれましては、円滑な御審議に御尽力をいただきました。厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

【酒巻委員長】 それでは、本日の委員会はこれで閉会することにしたいと思います。皆さん、御審議どうもありがとうございました。